

逗子市立小中学校(7校)の電力供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 逗子市立小中学校(7校)の電力供給
- (2) 需要場所 別紙1のとおり

2 仕様

(1) 電力供給条件

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
ウ 計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
エ 標準周波数	50ヘルツ
オ 受電方式	1回線受電方式
カ 蓄熱式負荷設備	なし
キ 非常用自家発電設備	なし
ク 電力会社の検針方法	検針員による検針
ケ 計量器の構成	電力需用用複合計器(通信機能あり)

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力及び予定使用電力量 別紙1のとおり

ただし、契約電力の変更は、以下の区分に従って定めるものとする。

(A) 契約電力が500kW以上の場合

契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者との協議の上、変更するものとする。

(B) 契約電力が500kW未満の場合

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし契約電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。

- イ 月別使用電力量及び最大需要電力量実績 別紙2のとおり

(3) 契約期間

令和7年6月1日0時00分から令和7年10月31日24時00分まで

(4) 供給電気の種類等

供給電力量の100%を再生可能エネルギー電気とすること。

再生可能エネルギー電気とは、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすもの

で、次のいずれか又は組合せによる環境価値を有するものが該当する。

ア 非FIT電気とその量に応じた非化石証書等

(再生可能エネルギー電気のうち、FIT電気以外をいう。ただし、環境価値を手放していないものに限る。

非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書又はJ-クレジット(再エネ由来)をいう。)

イ FIT電気とその量に応じた非化石証書等

(再生可能エネルギー電気のうち、FIT電気以外をいう。ただし、環境価値を手放していないものに限る。

非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書又はJ-クレジット(再エネ由来)をいう。)

(5) 需給地点

需要場所における一般送配電事業者が管理する架空引込線と本市の開閉器(PAS)電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3 契約方法及び支払方法

(1) 契約方法

あらかじめ基本料金(固定単価)及び電力量料金(固定単価)を定め、月ごとに契約電力及び使用電力に応じて料金を支払う単価契約とする。

※電力量料金については、使用電力量に積算内訳書(燃料費調整を行う場合については(イ)による。)の料金を乗じて計算した金額とする。

【電気料金の算定方法】

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

- ・基本料金=基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

- ・電力量料金=電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±市場価格調整額

※燃料費等調整額は逗子市を管轄するみなし小売電気事業者(東京電力エナジーパートナー。以下「東電EP」とする)が適用する燃料費等調整単価により調整を行うものとする。なお、燃料費等調整単価は東電EPにおける特別高圧・高圧の電気需給約款(令和5年4月1日実施)に定められている「業務用電力」の区分において適用される単価(東

電EPと契約していたとして、令和6年3月31日以降に契約満了日を迎える場合において、その次の料金の算定期間から適用されるもの)を使用すること。また、契約期間中に上記に適用される燃料費等調整額の算定方法の変更などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、受注者、発注者協議の上決定する。

＊燃料費調整額

当該地域を管轄するみなし小売電気事業者に相当する者が毎月定める燃料費調整単価から次に従い算出する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

＊市場価格調整額

当該地域を管轄するみなし小売電気事業者に相当する者が毎月定める市場価格調整単価から次に従い算出する。

$$\cdot \text{市場価格調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{市場価格調整単価})$$

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を管轄するみなし小売電気事業者に相当する者が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価及び使用電力量から次に従い算出する。

$$\cdot \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

$$= \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価} \times \text{使用電力量}$$

$$\cdot \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}$$

$$\text{※令和6年5月～令和7年4月分については} 3.49 \text{円/kWh}$$

(2) 他の一般送配電事業者に値上げがあった場合においても、基本料金の増額は認められないものとする。

(3) 料金の請求方法については、「施設ごと」又は「全施設をまとめて（内訳書（使用電力量、単価、電気料金、最大電力、力率等）の添付）」請求とする。

(4) 支払方法

月払い（後払い）とする。

4 その他

(1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(2) 使用電力量及び最大需要電力の実績は、別紙2のとおり

(3) 契約期間中に建て替えや増築等、電力に影響のある工事等は予定していない。

(4) 契約期間における供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、需要場所ごとに別紙3「特定電源割当証明書」又はこれに準じた様式を作成し、非化石証書等の証書の写しと併せて送付すること。

- (5) 力率の変動その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件等による。
- (6) 電力供給における料金その他計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1 キロワットアワーとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - オ 消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により税率に変更があった場合には、変更後の税率に従って消費税等の額を算定するものとする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。
- (7) 受注者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者又はその小売電気事業者と電力販売の取次契約を締結している者であること。また、官公庁発注による電力供給の実績を有する者であること（現在契約中のものも可とする）。
- (8) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等にかかる費用は、受注者の負担とし、調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
- (9) 受注者は、令和6年11月1日から各需要場所へ電力供給できるよう、一般送配電事業者への接続供給申込み等一切の事務処理を行うこと。
- (10) 電気の安定供給を図ること。電力供給側の事故や災害等により、各需要場所への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることのないよう、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。
- (11) 事故等が発生した場合は、受注者と速やかに連絡が取れるように24時間365日の即応態勢を確立しておくこと。

- (12) 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- (13) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。
- (14) この契約において、発注者と受注者の間に紛争が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項については、逗子市財務規則によるほか、その都度発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

No.	1	2	3	4	5	6	7
対象施設	沼間小学校	久木小学校	小坪小学校	池子小学校	逗子中学校	久木中学校	沼間中学校
需要場所	逗子市沼間1-7-18	逗子市久木2-1-1	逗子市小坪3-6-1	逗子市池子3-9-1	逗子市池子4-755	逗子市久木7-2-1	逗子市沼間3-21-2
業種及び用途	小学校	小学校	小学校	小学校	中学校	中学校	中学校
使用予定電力量(12ヵ月)	185,100 kwh	222,300 kwh	123,900 kwh	100,200 kwh	112,200 kwh	161,600 kwh	134,100 kwh
令和6年12月の契約電力	156 kw	175 kw	117 kw	108 kw	107 kw	138 kw	116 kw
自動検針端末の有無	有	有	有	有	有	有	有

※契約電力は過去1年間の最大値です。

R6.6~10 月別使用電力量及び最大需要電力量実績

No.	対象施設		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
1	沼間小学校	使用電力量(Kwh)			16,283	19,822	10,056	22,013	15,264						83,438	
		最大需要電力量(Kw)			118	146	59	144	110							
		力率(%)			100	100	100	100	100							
2	久木小学校	使用電力量(Kwh)			20,544	24,047	12,754	26,427	19,249						103,021	
		最大需要電力量(Kw)			139	172	85	175	122							
		力率(%)			100	100	100	100	100							
3	小坪小学校	使用電力量(Kwh)			10,116	13,493	6,060	14,694	9,258						53,621	
		最大需要電力量(Kw)			86	106	48	117	83							
		力率(%)			100	100	100	100	100							
4	池子小学校	使用電力量(Kwh)			8,172	10,915	4,584	12,486	7,335						43,492	
		最大需要電力量(Kw)			69	94	49	108	65							
		力率(%)			100	100	100	100	100							
5	逗子中学校	使用電力量(Kwh)			9,394	14,933	9,362	12,978	6,741						53,408	
		最大需要電力量(Kw)			46	95	107	106	61							
		力率(%)			100	100	100	100	100							
6	久木中学校	使用電力量(Kwh)			11,897	21,803	13,184	21,747	9,458						78,089	
		最大需要電力量(Kw)			94	138	118	136	92							
		力率(%)			100	100	100	100	100							
7	沼間中学校	使用電力量(Kwh)			11,245	19,780	11,878	13,229	7,598						63,730	
		最大需要電力量(Kw)			61	104	79	92	51							
		力率(%)			100	100	100	100	100							
			0	0	87651	124,793	67878	123574	74903	0	0	0	0	0	478,799	

特定電源割当証明書

逗子市長 様
(●●●● (需要場所名))

住所
商号
代表者名
担当者名
電話番号
FAX番号

印

令和○年○月に、次のとおり●●●● (需要場所名) に再生可能エネルギー電力を供給したことをここに証する。また、供給元電源情報に記載の供給電力量に係る環境価値について、●●●● (需要場所名) に移転したこと及びいかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

【供給期間】

供給期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
------	-----------------

【供給元電源情報】

供給元発電所 (設備 ID)			
発電所住所			
発電方法			
供給電力量 (kWh)			
証書による 環境価値移 転量(kWh)			

【供給電力量に占める再生可能エネルギー電力量の比率】

比率	100%
----	------